## 首相の伊勢神宮参拝に対する抗議声明

わたしたち日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会は、歴代内閣に対して、内閣総理大臣並びに閣僚は憲法第99条で憲法を尊重し擁護する義務を負う立場であることから、憲法 20 条の「政教分離原則」を厳格に守ること、靖国神社及び伊勢神宮等の特定宗教施設への参拝をしないように要望し、行った時にはその都度抗議を表明してきました。安倍晋三首相には公正と公平な政治を期待し、伊勢神宮に参拝しないよう願っておりましたが、2016年1月5日、伊勢神宮に岸田文雄外相、中谷元防衛相、甘利明経済再生担当相ら9人の閣僚と共に参拝しました。この憲法違反である参拝をまるで慣例であ

伊勢神宮は、神社本庁の本宗とされる神社で、皇室の祖先神が祀られているとされています。一国の首相がこのような特定の宗教である神道の神社に参拝することは、明らかに日本国憲法20条3項、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」と定めた、政教分離の原則に違反します。また、憲法99条における、首相および国会議員は憲法を尊重し擁護する義務を負うという規定を軽視し、憲法違反を犯しています。このような行為は断じて許されません。

るかのように、毎年強行していることに強く抗議します。

伊勢神宮は戦前・戦中においては、国家神道の中心的施設として、靖国神社と共に侵略戦争遂行の精神的支柱としての役割を果たしました。その結果、わが国はアジア太平洋諸国の人々に死者だけでも2000万人といわれる甚大な被害を与えました。同時に日本国民も、死者310万人をはじめとする被害を受けることになったのです。日本国憲法は、このような歴史を反省し、厳格に国家と神道を分かつため、政教分離原則を定めました。したがってこの憲法の基本精神がないがしろにされることがあってはなりません。

わたしたちはイエス・キリストを神と信じる立場に立ちつつ、国内外の他のいろいろな信仰、信条の人々とも手を携えて恒久平和の実現を目指しています。この観点から、 憲法の政教分離原則を遵守しなければならない安倍晋三首相が伊勢神宮に参拝したこと に抗議します。また政教分離を緩和するような憲法改悪の動向に反対し、今後二度と参 拝を行わないよう強く要望いたします。

2016年1月8日